

別記 1

（第 1 条関係）当社のサービス提供区域

第 1 条（適用）（2）に記載する「別記 1 に定める当社のサービス提供区域」は以下のとおりです。

法人名	局名	提供区域
(株)ジェイコム札幌	札幌局	北海道札幌市、北広島市

別記 2

（第 1 条関係）送配電区域

第 1 条（適用）（2）ロに記載する「別記 2 に定める一般送配電事業者または配電事業者（以下、一般送配電事業者等）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給する送配電区域」は以下のとおりです。

・北海道電力ネットワーク株式会社の送配電区域

北海道（ただし、礼文島及び利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島を除きます。）

別記 3

（第 25 条関係）料金の支払方法

- 1 申込者は、料金について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 2 申込者は、当社所定の申込書に記入の上、金融機関の申込者の口座からの自動振替による方法またはクレジットカードによる決済手段を用いる方法により、支払っていただきます。
- 3 クレジットカードによる場合、当社が有する申込者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、申込者は同意していただきます。料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落とされることとなります。
- 4 第 2 項および第 3 項にかかわらず、当社が特に認める場合には、申込者は、当社が指定する金融機関等の口座に振り込む方法により支払っていただくこと、または当社のサービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。
- 5 申込者は、契約の申込を行なう場合に、サービスの提供開始に先だって、契約にもとづき支払うべき額の一部を、前もってお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還致しません。
- 6 料金の過払いまたは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当または加算します。
- 7 当社は、第 20 条（料金の算定期間）で計算した料金を、原則、当該翌月内に請求するものとします。ただし、一般送配電事業者等から当社への第 21 条（使用電力量の計量）（1）で計量した使用電力量の通知が遅延した場合等により、料金算定期間内における使用電力量の確定時期が翌月以降になる場合等は、該当月の料金を計量結果確認月分の料金に加算して請求するものとします。